

いまさら聞けない行政用語

「支出命令」について

調査部研究員 沓川 剛

1. はじめに

支出に関する事務については、新人からベテランまで、あらゆる職員が頭を悩ませているかと思います。以前、本誌において「支出負担行為^[1]」について解説した際も、多くの反響がありました。本稿では、その続きとして、支出負担行為の後段の手続きである「支出命令」にフォーカスして、解説をします。

支出命令に関する事務といえば、過去の書類や手順を模倣して行うといったような機械的な手続きになりがちかもしれません。そこで、今一度、その本質や関連する法令などについて、確認することにしましょう。

2. 支出の手続きの概要

まず、支出命令の概要を、支出の手続きの流れの中から確認します。

支出を行うにあたっては、まず地方公共団体の長（以下「長」という。）が、契約や補助金の交付決定などの、支出の原因となる行為（支出負担行為）をします（地方自治法（以下「法」という。）第232条の3）。

そして、当該支出負担行為について、支出を行うべき時期が到来したら、長が会計管理者に対して支出の命令をします。これが「支出命令」と呼ばれているものです。会計管理者はこの命令がなければ、各種の支出をすることができません（法第232条の4第1項）。

ただし、会計管理者は、支出命令を受けた場合でも、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと等を確認した上でなければ、支出をすることができません（法第232条の4第2項）。会計部門の職員から支出に関する手続きや

書類等の不備を指摘されるのは、主にこの規定によるものです。

3. 原則的な支出の方法

支出命令が行われるためには、図表1の①及び②を満たしていることが原則です。

図表1 支出の原則

- ① 当該支出負担行為に係る債務が確定していること（法第232条の4第2項）
- ② 債権者のためであること（法第232条の5第1項）

※詳細はコラム1を参照

コラム1 【「債務が確定」「債権者」とは？】

「債務」や「債権」などというと、「借金」のようなものを思い浮かべるかもしれませんが、本稿ではおおむね次のようなものと捉えてください。

□債務

将来、金銭の支払等をしなければならない義務

□債権

将来、金銭の支払等を受けることができる権利

また、これを踏まえ、「債務が確定」や「債権者」という言葉の意味は、次のように捉えてください。

□債務が確定

債務である金額が確定し、支払の時期が到来した状態

□債権者

長から一定の金額の支払を受けることができる権利を有する者

以上について、自治体が事業者からパソコンを購入し、その対価として100万円を支出する場合を具体例にすると、図表2のような流れとなります。

図表2 支出の手続きの原則的な流れの例

- 1 長が事業者と100万円の物品（パソコン）購入契約を締結する。【支出負担行為】
▼
- 2 パソコンが自治体に納品される。
▼
- 3 長が2について履行の確認（内容に問題がないことの検査・検収等）をする。【債務が確定】
▼

- 4 事業者が長に100万円を請求する。
 - ▼
 - 5 4を受け、長が会計管理者に対して100万円の支出を命令する。【支出命令】
 - ▼
 - 6 会計管理者が、当該支出負担行為が法令・予算に違反していないこと等について確認する。
 - ▼
 - 7 会計管理者が事業者に100万円の支出をする。
- ※【債権者＝事業者】

このように、支出の手続きの原則は、あえて簡潔に要約するとすれば、「後払い」といえるでしょう。

4. 例外的な支出の方法

一方、例外として、法第232条の5第2項には「資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法」ができると規定されています。これらは先の図表1の①、②のいずれか又は両方を満たさないという点で、例外となります。このうち、自治体職員が比較的多く取り扱うと思われる資金前渡、概算払、前金払について、以下の図表3にまとめます。

図表3 支出の例外の一例

- 資金前渡
職員に概算的な金額を支出（前渡し）し、職員がその中から債権者に支払う方法
例）講演を行う講師への報償金など
- 概算払
債権者にあらかじめ概算的な金額を支出し、後に金額が確定した段階で精算を行う方法
例）職員の旅費など
- 前金払
債務の額は確定しているが支払の時期が到来する前に債権者に支払う方法
例）定期刊行物の代価、NHK受信料など

なお、参考として、これらのうち若干特殊な事務の流れとなる資金前渡について、図表4にて手順を示します。また、概算払や前金払は、あえて簡潔に要約するとすれば、「先払い」といえるでしょう。

また、皆さんが行う支出は、口座振替の方法によるものがほとんどかと思います。しかしこれも法令上は、債権者から申出があった場合に可能という、例外的な扱いとなっています。

なお、以上のような例外については、これを行ってもよい経費や条件が、地方自治法施行令

図表4 資金前渡の事務の流れ

- 1 長が、資金前渡の必要が生じた際に、当該資金前渡に係る決定を行う。【支出負担行為】
 - ▼
 - 2 長が、当該支出負担行為を基に、会計管理者に対して前渡金を支出するよう命令をする。【支出命令】
 - ▼
 - 3 会計管理者が、当該支出負担行為が法令・予算に違反していないこと等について確認する。
 - ▼
 - 4 職員に現金を支出（前渡し）する。
 - ▼
 - 5 職員が当該前渡金の中から債権者に対して現金で支払をする。
 - ▼
 - 6 職員が当該資金前渡について精算手続きをする。
- ※資金前渡を受けた職員は、現金を扱うこととなるため、厳正な管理が必要

（第161条から第165条の2まで）や各自治体の規則等に定められています。あくまでこれらに限定されるべきであることに注意が必要です。例えば、図表2のパソコン購入のような例において、単に事業者が前金払を強く要望し、これを契約の条件としているというだけでは、前金払の方法をとることはできません（行政実例（昭和29年9月10日自庁行発第162号））。

コラム2 【支出命令に係る実務上の注意点】

- 支払期限（適法な支払請求を受けた日から※30日以内等）の厳守
「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」では、自治体が契約に基づき対価として支払うものについての支払期限が定められています。これに該当するものは、債権者から請求を受けたら、直ちに支出命令を起案し会計部門に持ち込みましょう。（※「支出命令の起案日から」ではない。）
- 公金の立替払はダメ、絶対
例えば、資金前渡の事務において、会計管理者から前渡金が渡される前に職員が立て替えて債権者に支払うことは、法令で認められていません。

5. おわりに

「支出命令」について、改めて理解を深めていただけたでしょうか。もしかしたら、資金前渡などといった例外的な手続きを、前例踏襲という形で「当たり前」のように行っていた方もいらっしゃるかもしれません。今一度、自身が行っている支出命令に関する事務が適切であるか、見直してみてもいいかがでしょうか。

【1】 本誌vol.007（2015年7月15日発行）P22-23参照